

地域医療機関からの医師配置要請に対応する新たな仕組みについて

地域医療機関から和歌山県立医科大学への医師配置要請に対して、透明性・客観性を確保するために、今後、以下の新たな仕組みを導入することとしました。

1 地域医療機関から医師配置の要請

(1) 大学として一元的に対応

地域医療機関からの医師配置要請があった場合、関係の診療科を持つそれぞれの講座において対応してきたところですが、透明性を確保するために、大学として一元的に対応する新たな仕組みを導入します。

(2) 新規の常勤医を対象

この新しい仕組みで取り扱う地域医療機関からの医師配置要請は、常勤医師を対象とし、従来からの継続分は除きます。

(3) 寄附講座による配置方法

従来は大学を退職した上での配置でしたが、令和元年度以降は地域医療機関内に寄附講座を開設し、大学に籍を残して配置することも可能です。

2 支援の必要性について審議する委員会の設置

(1) 「地域医療機関医師適正配置検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置

地域医療機関の長から学長に医師の配置要請にかかる文書の提出があった場合、学長は、委員会に支援の必要性について諮問します。

委員会は、学長からの諮問を受け、支援の必要性について総合的に判断し、学長に答申します。

(2) 委員会の委員

委員会は、委員長及び委員11名で組織し、外部委員3名を含みます。

委員長	地域・国際貢献推進本部長
委員	附属病院長
	産官学連携推進本部長
	医学部教授(教養・医学教育大講座から1名)
	医学部教授(基礎医学部門から1名)
	医学部教授(臨床医学部門から内科系2名)
	医学部教授(臨床医学部門から外科系2名)
	外部委員3名

3 公表

年1回、地域医療機関への医師配置に関する活動状況の取りまとめを行い、公表します。